

Photo credits: E.J.F

# 漁業の透明性を確保するための連合体

Coalition for Fisheries  
Transparency



# 課題

天然海産物は世界最大の規模で国際的に取引される食品であるとともに、人類が現在も地球規模で捕獲している最後の食料です。ところが、漁業の実態はほとんどベールに包まれたままです。漁業関連の情報、活動、意思決定は公開されず、説明責任も果たされないために、漁業管理の不徹底、違法操業、人権侵害・強制労働、資源アクセスの不平等、不正・腐敗が起きている状況です。結果として、乱獲が横行し、生活が不安定になり、沿岸地域に食糧不安が生じ、漁業労働者の安全が脅かされています。こうした不透明性に加え、国際的な漁業管理体制が複雑で不完全なために、悪質業者は自分たちに不都合なルールを回避できてしまい、違法漁業などの行為が野放しになっています。

# 解決策 – 透明性

海中と海上で何が起きているかを明らかにするグローバルな透明性のある政策は、有効な漁業のガバナンスを支え、海洋におけるこれらの課題に取り組むための鍵となります。例えば、誰が何を、どこで、いつ、どのような方法で捕獲しているかに関する情報を公開し、誰もがその情報に直接アクセスできるようにすべきです。これにより透明性が実現され、漁業の合法性、倫理性、持続可能性に向けてすべてのステークホルダーが貢献できるようになります。これらのステークホルダーには、漁師、沿岸地域、水産物のバイヤー、政府、地域団体、ジャーナリスト、市民社会組織などが含まれます。透明性が実現されない限り、政策や法執行の進展は（次々と入れ替わる人やプロジェクトに左右されて）結局立ち消えになるケースが多く、サプライチェーンに明確な成果を残すことは困難です。

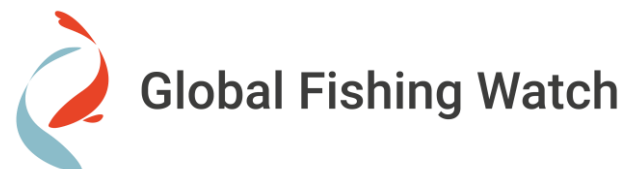


# 「漁業の透明性を確保するための連合体」

漁業はグローバルな性質を持つため、私たちが協力し合えば、透明性の向上に関してより大きな成果をもたらすことができます。「漁業の透明性を確保するための連合体（CFT）」は、こうした協力を後押しするため、漁業ガバナンスにおける透明性と説明責任の強化を提唱する市民社会組織のグローバルなコミュニティを構築中です。CFTは、加盟組織が共同戦略に協力し、各々の取組みを調整するためのプラットフォームとして機能し、加盟組織が漁業の透明性向上に向けたアドボカシー活動の効果を最大化することを可能にします。CFTの取組みの最終目標は、CFTの「漁業の透明性に関する世界憲章」に挙げられているような漁業政策原則の採用をNGOが各国政府に働きかける際にこれを支援することです。

# CFTとは

このイニシアチブの中心は加盟組織です。加盟組織は、それぞれの地域で透明性を高める際に直面した課題を特定し、プロジェクトの優先分野を決定することにより、CFTの取組みを推進します。CFTに加盟している組織は、大規模商業漁業と小規模漁業に関する政策改革に取り組む世界中の市民社会組織です。加盟組織の一覧は[fisheriestransparency.net](http://fisheriestransparency.net)でご覧いただけます。CFTを主導するのは、下記の組織をはじめとするNGOの運営委員会です。



# 「世界憲章」を通じた透明性の向上

世界各国の事例を見ると、さまざまな国や地域で漁業の透明性実現を目指す強力な戦略が進められていることがわかります。これらの戦略が成果を上げているとはいえ、世界規模での透明性政策の実施にはまだ欠けている部分があります。そこで、**CFT**は市民社会組織の取組みを調整すべく、「漁業の透明性に関する世界憲章」を策定しました。

「世界憲章」は、**CFT**加盟組織の枠組みとなる**10**項目の透明性政策原則で構成されています。国や地域の戦略協力を促進し、欠落を明らかにしてその部分を埋め、最終的に世界規模で漁業ガバナンスを強化します。

漁業ガバナンスに関わるすべての人にとって有効かつ公平な原則へと「世界憲章」を昇華させるため、**CFT**は**2022**年**9**月から**11**月にかけて憲章のパブリックコンサルテーションを実施し、産業界、市民社会団体、学識経験者、小規模漁業従事者その他の利害関係者を含む、幅広い漁業関係者から意見が提出されました。

# 漁業の透明性に関する世界憲章：政策原則

「世界憲章」の原則は、各国が法律や実務に採用できるように考案されています。これにより、船舶や漁獲活動の情報が広く公開され、漁業管理の不徹底、違法操業、そして海上での人権侵害を防ぐための漁業管理策が後押しされます。

「世界憲章」は漁業セクター全体を対象とし、商業漁業に直ちに導入できるように考案されていますが、すべての小規模水産業者に実効的に適用できるようにするためには、一部の原則にさらなる修正を加える必要があることをCFTは認識しています。



# 原則1

すべての漁船、冷蔵冷凍運搬船、補給船（以下、「漁船」）に固有の識別番号の取得を義務付け、国連食糧農業機関（FAO）グローバルレコード、地域漁業管理機関（RFMO）その他の関連機関に届け出る。

すべての漁船は固有の番号を持つべきです。これは、船舶の寿命を通じて維持され、漁船のグローバルレコード（国際記録）に登録される番号です。これら番号は船舶の識別記号として機能し、当局が船舶の履歴を知り、不正行為を追跡することを可能にします。

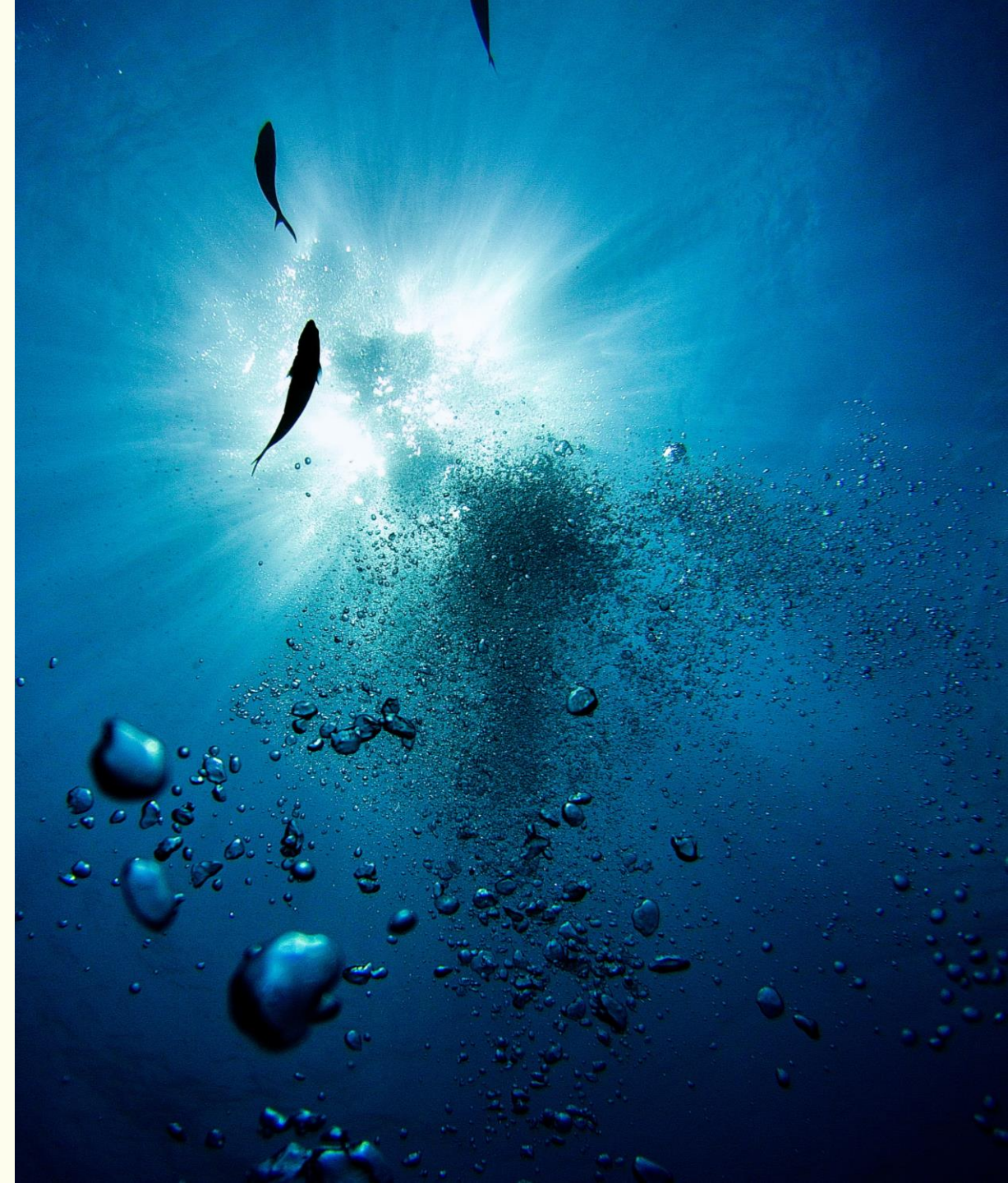




# 原則2

漁業免許（主要な船舶情報を含む）、許可証、補助金、公式な利用協定、（漁業関連・労働関連犯罪に対する）制裁に関する包括的な最新リストを公表するとともに、**FAO**グローバルレコードにこの情報を提供する。

この船舶情報により、当局は当該船舶がどの場所での漁獲を許可されているのか、また、過去に違反を犯し、制裁を受けた履歴があるかどうかを知ることができます。船舶追跡データと併用すれば、船舶を監視し、許可されていない区域での漁獲や違法な漁具の使用を処罰することができます。



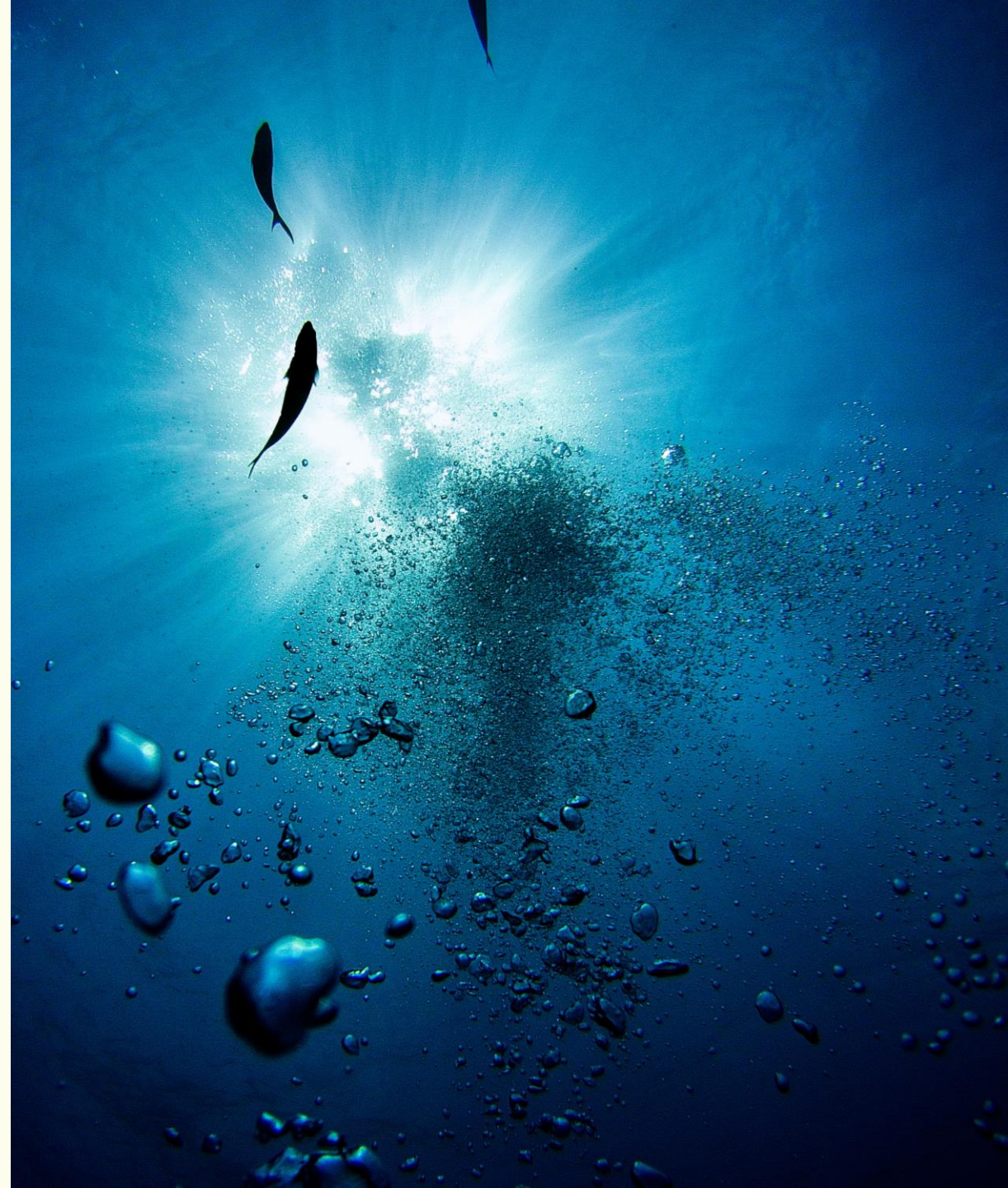


# 原則3

船舶の実質的所有権を公開する。

船舶の所有者は、しばしばその正体を法執行当局や一般市民から隠すことにより、海上での違法行為への関与に対する訴追を免れます。

IUU（違法・無報告・無規制）漁業を撲滅するためには、実質的所有者（違法船舶を管理し、最終的に海上での悪質行為によって利益を得る船舶所有者）を把握し、公表し、制裁することが必要です。





# 原則4

船舶と帰属国の本当の関係に関する国連海洋法条約（UNCLOS）第91条の要件を執行することにより、漁船による便宜置籍の使用を禁止するとともに、船籍に関わらず船舶が違法漁業および関連犯罪に関与することを防止し、それらの行為に従事する船舶を処罰する。

しばしば、船舶は自国船籍を持つ船舶への監視が甘い国や、国際漁船規則の執行が緩やかな国で登録されます。「便宜置籍国」と呼ばれるこれらの国により、船舶は違法漁業を継続し、制裁回避が認められてしまいます。





# 原則5

船舶監視システム（**VMS**）データの共有、その他の非公開システムの共有、または自動識別システム（**AIS**）装備の義務付けにより、船舶位置の公開を義務付ける。

海上における漁船の位置を把握することにより、違法漁業に関与する漁船を追跡すること、漁船の不審な行動を監視することができます。





# 原則6

水産物の洋上転載は、事前の許可を得て、入念な監視のもとで行われ、公的に記録される場合を除いて禁止する。

漁船間で洋上転載を行うことにより、漁船は長期間（数ヶ月から数年）にわたって海上に留まることができます。漁獲物を陸揚げするために岸まで戻る必要はなく、検査の回避が頻繁に起こります。こうした慣行は、船舶が乗組員を長期間にわたり、多くの場合、彼らの意に反して、無給で、十分な配慮を払うことなく海上に留め置くことを可能にします。

労働者を保護し、漁船間で転載された漁獲物を確実に追跡するため、すべての転載が許可を受け、監視され、記録されるようにしなければなりません。





# 原則7

主要なデータ要素が公開されている適切な漁獲管理措置に準拠し、水産物の合法性および漁船から食卓までのトレーサビリティを保証する堅牢な管理システムの採用を義務付ける。

各国は、漁船から食卓までのサプライチェーンの各段階全体で水産物を追跡する、水産物トレーシングのための堅牢なシステムを導入しなければなりません。

トレーサビリティ・システムに不備があると、違法に捕獲された水産物が合法な水産物のサプライチェーンに紛れ込み、消費者の食卓に並ぶ水産物が合法的に捕獲されたものかどうか分からなくなってしまう。





# 原則8

食糧農業機関（FAO）の「寄港国措置協定」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」ならびに「漁業労働条約（C188）」、国際海事機関（IMO）の「ケープタウン協定」など、漁船および水産物取引の明確な基準を定めた国際文書を批准・遵守する。

これらの国際基準は、漁業労働者を保護し、違法操業を防ぐための基準を定めています。



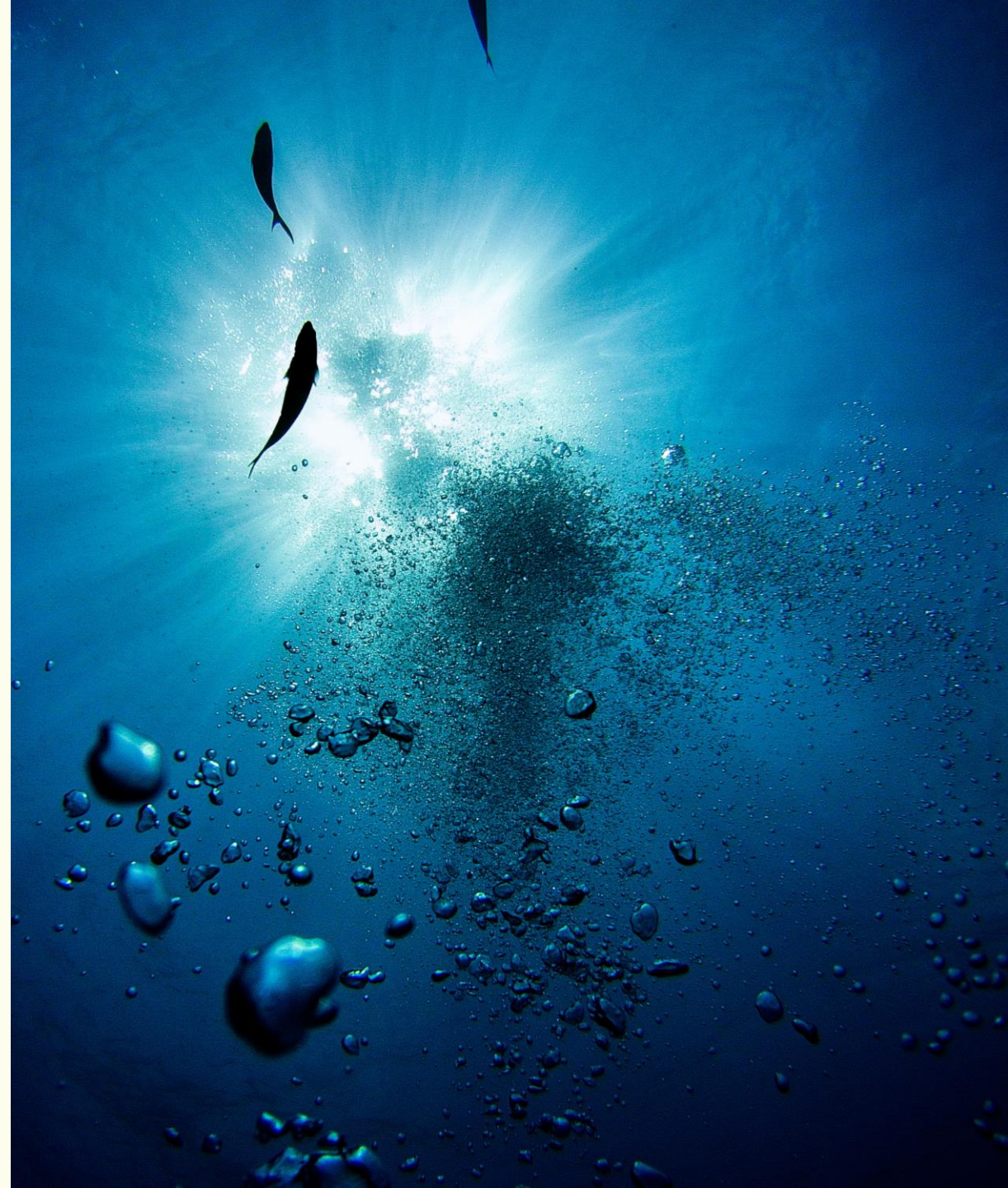


# 原則9

漁業に関する規則、規制、補助金および漁業予算を策定する際、ならびに漁業資源へのアクセスに関する決定を下す際に、小規模漁業従事者、漁業労働者、先住民コミュニティ、業界団体および市民社会組織が情報にアクセスしやすいように、収集したすべての漁業関連データおよび科学的評価を公開する。

一般市民および法執行機関が、これらのプロセス、政策および決定に容易にアクセスできるようにする。

小規模漁業従事者をなおざりにして大型商業漁船を優先することのない公平な漁業を保証するための鍵は、情報へのアクセスと漁業に関する意思決定への参加能力です。





# 原則10

乗組員の身元・属性（国籍、年齢、人種、性別など）、契約条件、職業紹介機関、乗船の場所・手段、船舶の状態について、根拠のしっかりしたデータを収集・検証するとともに、これらの情報を集約して公開する。

漁船における人権侵害と強制労働を阻止するためには、誰が、どのような方法で、なぜ乗船したかに関する情報が不可欠です。当局はこの情報を通じて、船舶運用者を監視し、違法操業や虐待的操業が行われぬよう徹底することができます。





Coalition for Fisheries  
Transparency



---

漁業の透明性を確保するための連合体についての詳しい情報はこちらをご覧ください。

ホームページ：[fisheriestransparency.net](https://fisheriestransparency.net)

お問い合わせ：[info@fisheriestransparency.net](mailto:info@fisheriestransparency.net)

